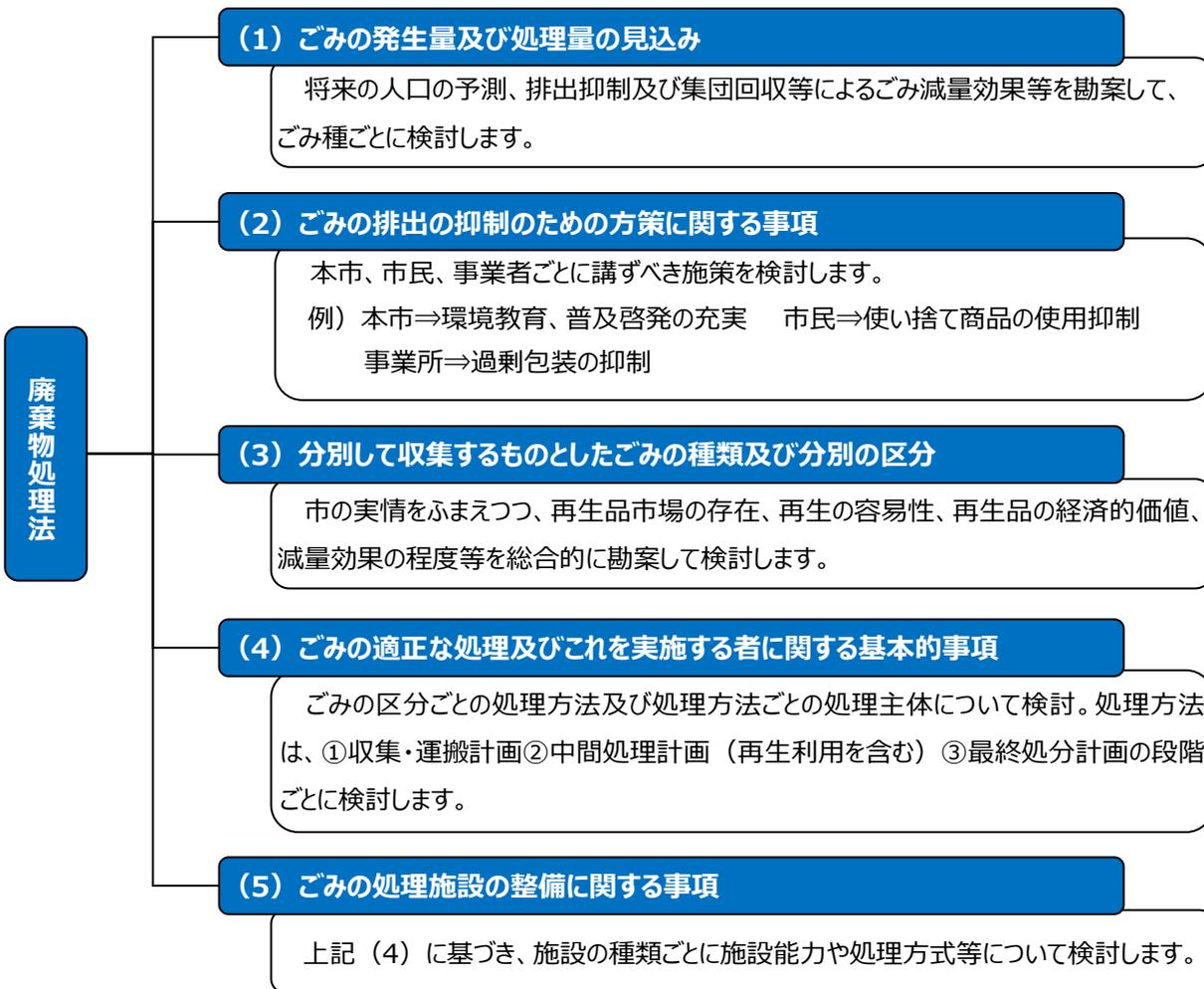


# 本市のごみ処理状況

## 1 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき本市が長期的な視点に立って、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を明確にする重要なものです。2016年に策定し、2021年に改定した本市の現行計画は、中間目標年度の2025年度を控え、基本理念、基本方針等を見直した計画の改定が必要です。この改定にあたっては、廃棄物をめぐる国の動向や社会・経済情勢、市民の要望、廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ総合的に検討し、同法に規定されている次の(1)～(5)の事項を定めなければなりません。



参考：廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

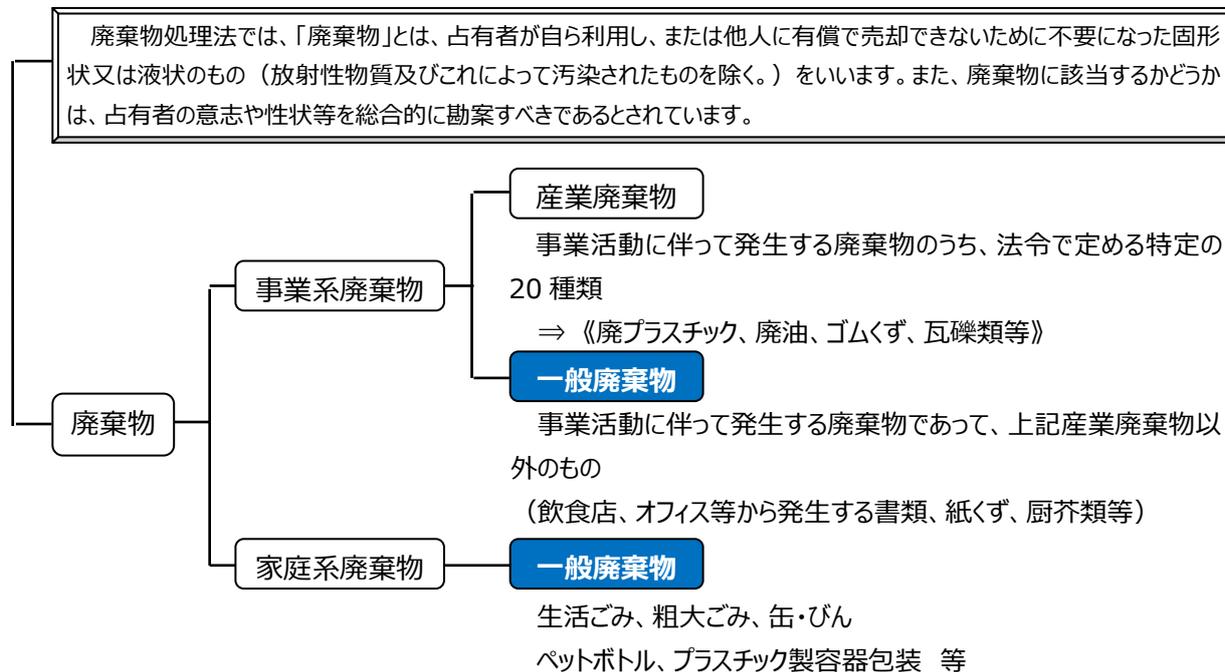
2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

## 2 本市の処理責務の対象

本市に処理責任のある廃棄物（ごみ）は、法律で次の一般廃棄物の区分と定められています。

### 《 区 分 》

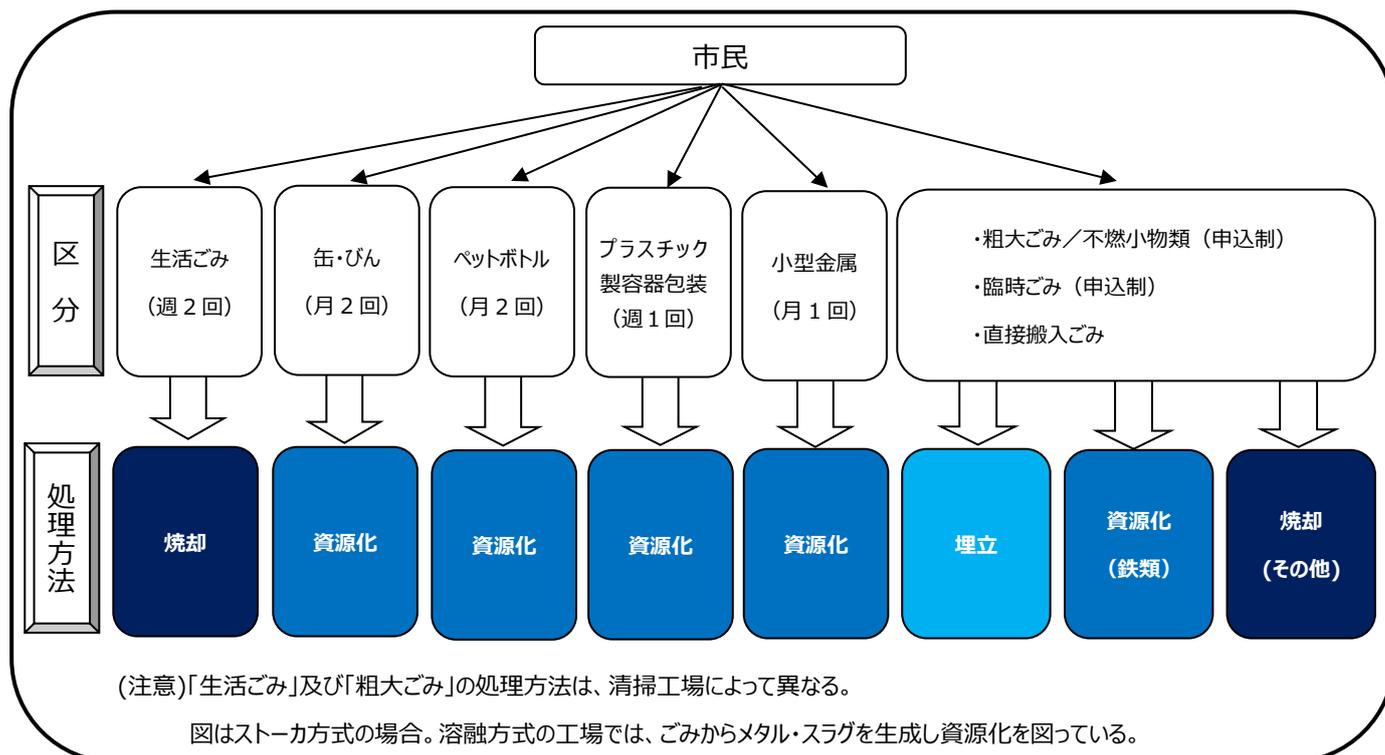


## 3 収集（回収）・処理方法

### (1) 家庭系ごみ

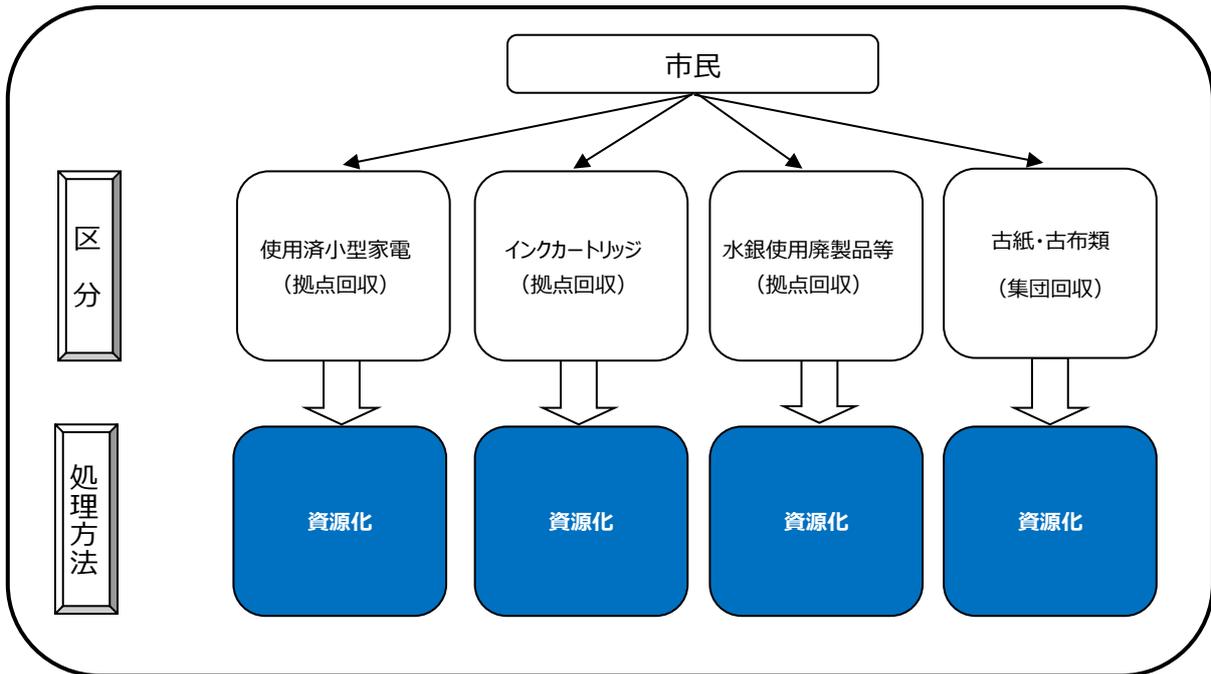
市内で発生する家庭系一般廃棄物の収集は図のようになっています。

### 《 図 》



市内で発生する家庭系一般廃棄物の回収（拠点回収・集団回収）は図のようになっています。

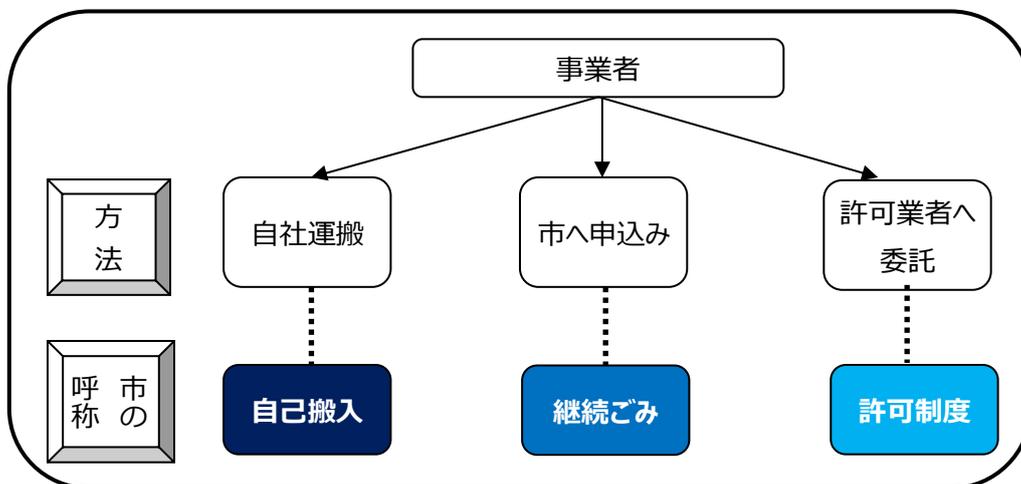
《 図 》



## (2) 事業系ごみ

市内で発生する事業系一般廃棄物の収集は図のようになっています。

《 図 》



## (3) 環境系ごみ

市内で発生する環境美化ごみは申込制により定められた場所に集積します。本市は美化活動者により集積されたごみを処理します。

## 4 中間処理

### (1) 清掃工場（焼却処理施設）

「生活ごみ」などの焼却処理を行うごみは、次の清掃工場で高温焼却を行い、排水・排ガス処理設備等により、公害防止に万全の対策を講じています。

区分	クリーンセンター東工場		クリーンセンター南工場	クリーンセンター臨海工場
	第一工場	第二工場		
竣工年	1977（昭和52）年	1997（平成9）年	1973（昭和48）年	2013（平成25）年
稼働年数	47年	27年	2013年度末より休止中	11年
処理能力	300 t/日	460 t/日	450 t/日	450t/日
焼却方式	全連続燃焼式焼却炉 ストーカ方式	全連続燃焼式焼却炉 ストーカ方式	全連続燃焼式焼却炉 ストーカ方式	シャフト炉式全連続 ガス化熔融方式
余熱利用	蒸気外部供給	蒸気外部供給 蒸気タービンによる発電		蒸気タービンによる発電



クリーンセンター東工場第一工場



クリーンセンター東工場第二工場



クリーンセンター臨海工場

#### ○PFI 事業として整備・運営

※PFI（Private Finance Initiative）とは

民間の資金や経営能力、技術力などを活用して施設の設計・建設から運営・維持管理までを一体的に行うことにより、従来公共部門が担ってきた公共サービスを、より効果的・効率的に市民に提供する事業手法のことです。

### (2) 資源化（リサイクル）処理施設及び貯留施設

#### ①リサイクルプラザ

同施設では、缶をアルミとスチールに、びんを無色、茶色、その他の色、混ガラス（破損などで手選別できなかったガラス）に選別し、品目別に再生資源事業者へ引き渡しています。

#### ②クリーンセンター東工場貯留施設

同施設では、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び小型金属を集積しています。ペットボトルは圧縮・梱包等の中間処理を行う委託業者に、プラスチック製容器包装は、再商品化業者に、小型金属は、異物を除去した後、再生資源事業者へ引き渡しています。



リサイクルプラザ

所在地	中区深井畑山町30番地1
竣工年	1995（平成7）年
処理方式	機械選別方式及び手選別方式
公称能力	30 t/日（5時間）
品目	缶：アルミ・スチール びん：無色・茶色・その他の色・ 混みガラス



クリーンセンター東工場貯留施設

施設名	クリーンセンター東工場貯留施設
所在地	東区石原町1丁102番地
竣工年	2009（平成21）年
貯留容量	2,204m <sup>3</sup>
備考	ペットボトル プラスチック製容器包装 小型金属

## 5 最終処分

ごみを焼却、減容化した後、最終的に発生する灰の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）に委託しています。

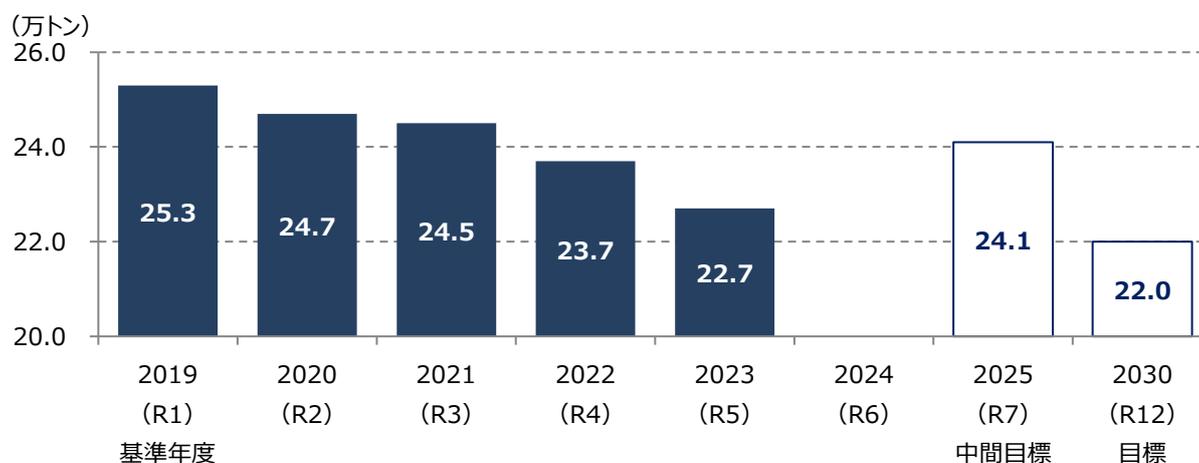
## 6 ごみの減量に向けた主な新規・拡充取組

○2021（令和3）年度以降に実施した主な新規・拡充取組

年度	家庭系	事業系
2021 （令和3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「雑がみ回収袋」モニター実施</li> <li>「資源とごみの分別大辞典」の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業系一般廃棄物減量ブック」を本市ホームページに掲載</li> </ul>
2022 （令和4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月より「堺・ごみ減量 4R 大作戦」開始</li> <li>食ロス削減に関する動画作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月より「堺・ごみ減量 4R 大作戦」開始</li> <li>本市ホームページでエコタウン民間再資源化事業者を紹介</li> </ul>
2023 （令和5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「堺・ごみ減量 4R 大作戦」継続</li> <li>エコレシピコンテスト等参加型イベントの実施</li> <li>ペットボトルの分別指導の強化</li> <li>企業と連携したリユースの促進（子ども服リユース「ふくふく袋」、粗大ごみリユース事業など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「堺・ごみ減量 4R 大作戦」継続</li> <li>1月より事業系古紙清掃工場搬入禁止</li> <li>事業系古紙回収協力事業所制度の拡充</li> <li>事業用大規模建築物所有者への指導・周知の強化</li> </ul>

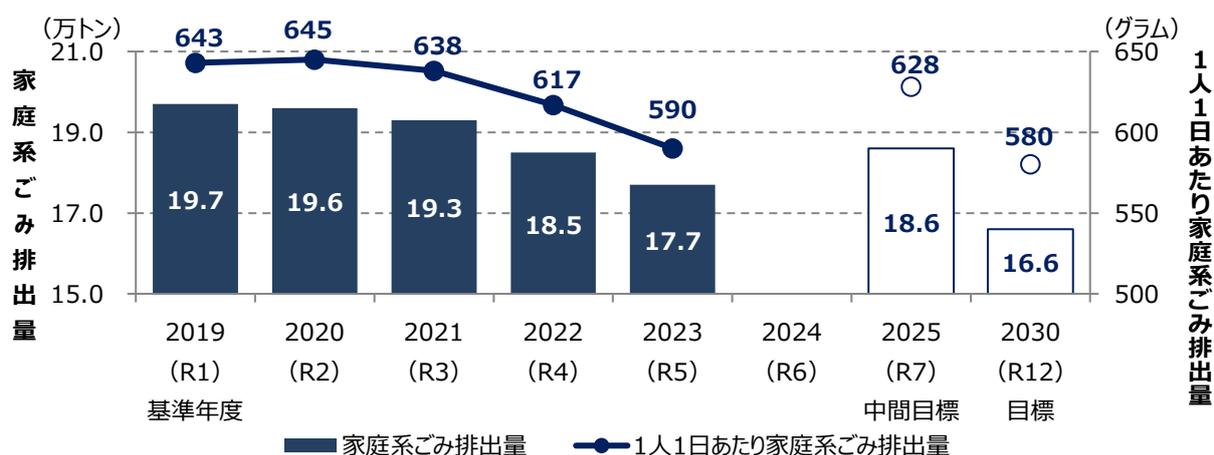
## 7 堺市一般廃棄物処理基本計画目標の進捗状況

### ① 清掃工場搬入量



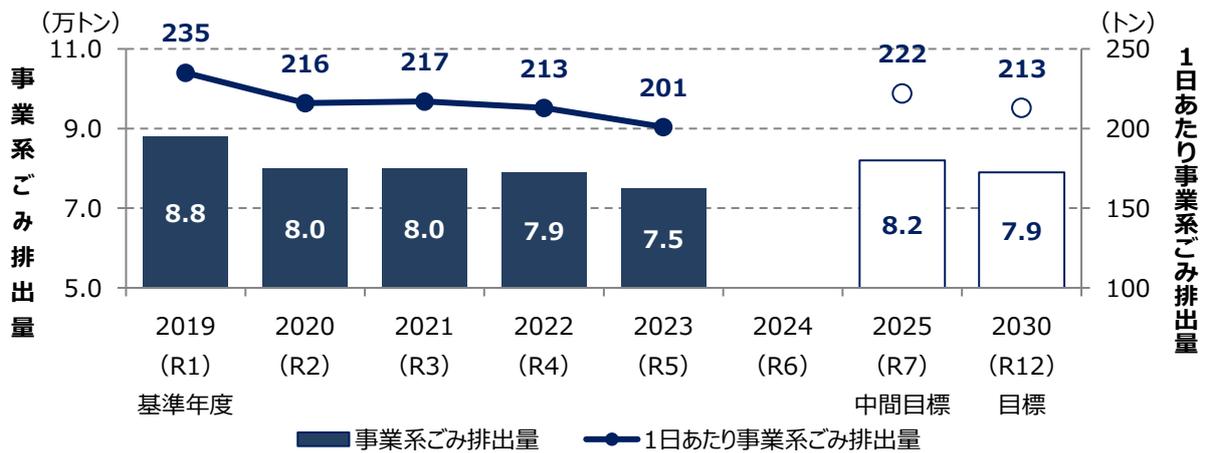
- 2019（令和元）～2023（令和5）年度に、2.6万トン減少しており、2022（令和4）年度に、中間目標（24.1万トン）を前倒しで達成している。
- 家庭系、事業系ごみ総排出量の減少に伴い、清掃工場搬入量も減少している。（人口減少による自然減少を含む）

### ② 1人1日あたり家庭系ごみ排出量



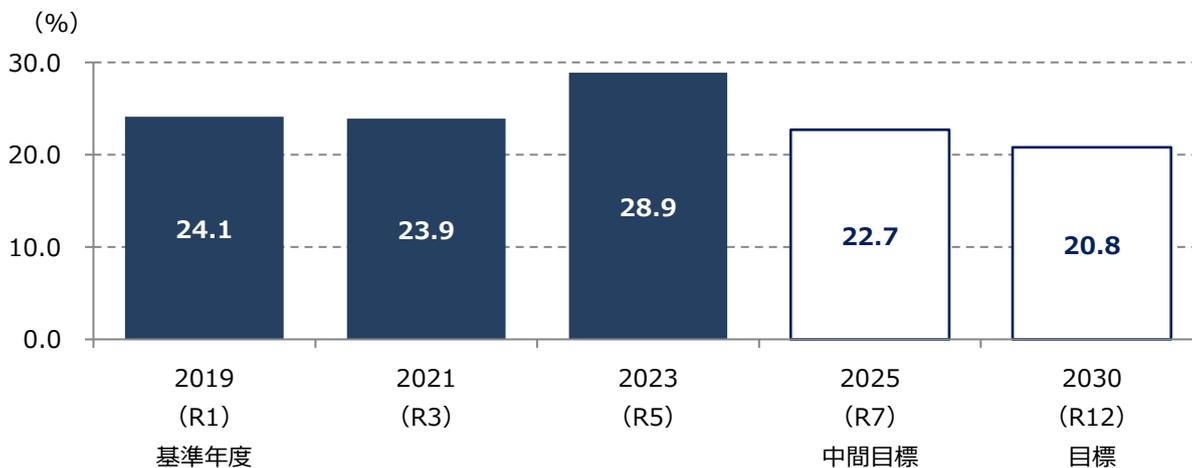
- 2019（令和元）～2023（令和5）年度に、53グラム減少しており、2022（令和4）年度に、中間目標（628グラム）を前倒しで達成している。
- 「堺・ごみ減量4R大作戦」期間中（2022（令和4）～2023（令和5）年度）に、ごみが大幅に減少している。
- 最終目標の達成に向けて、更なる減量化・リサイクルに取り組む必要がある。

### ③ 1日あたり事業系ごみ排出量



- 2019（令和元）～2023（令和5）年度に、34トン減少しており、2022（令和4）年度に最終目標（213トン）を前倒しで達成している。
- 2020（令和2）年度に大きく減少し、その後ほぼ横ばいで推移していた。2023（令和5）年度に再び減少している。
- 事業系ごみ排出量の減少について、コロナ禍、「堺・ごみ減量4R大作戦」による発生抑制・資源化の取組、社会・経済情勢の影響など複合的要因があると考えられる。

### ④ 分別まちがい率

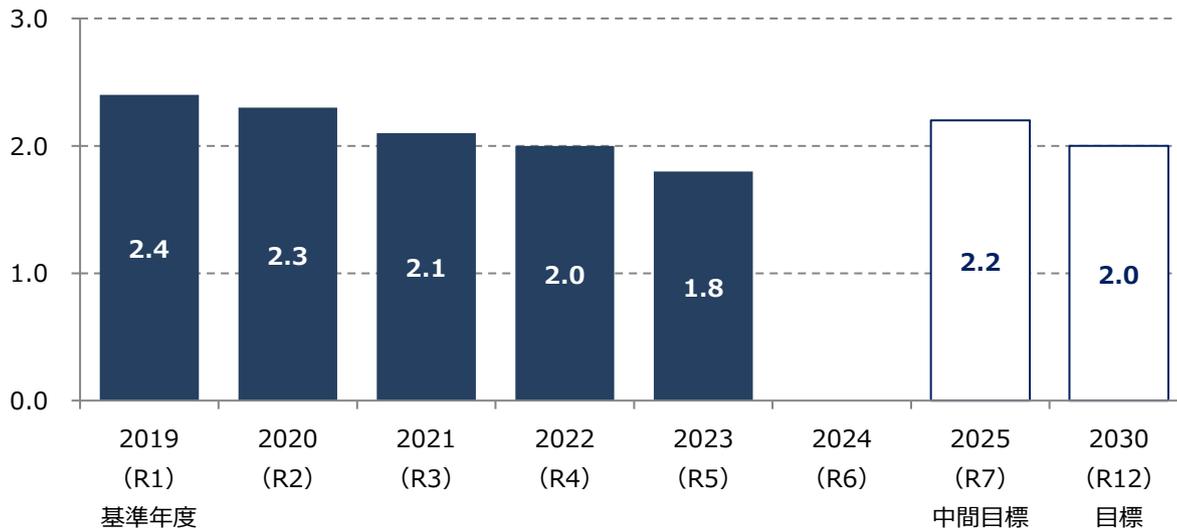


※生活ごみ組成分析調査は隔年で実施。2020年度、2022年度はデータなし。

- 2019（令和元）～2021（令和3）年度は横ばいで推移していたが、2023（令和5）年度は2021（令和3）年度と比較して5.0ポイント上昇している。
- 生活ごみの減量は進んでいるが、分別まちがい率は上昇しており、「資源の分別」が課題となっている。
- 中間目標（22.7%）の達成は難しい状況にある。

## ⑤ 最終処分量

(万トン)



- 2019（令和元）～2023（令和5）年度まで減少が続き、2022（令和4）年度に、最終目標（2.0万トン）を前倒しで達成している。
- 最終処分量の減少はコロナ禍、物価高など社会・経済情勢の変化、「堺・ごみ減量4R大作戦」期間中（2022（令和4）～2023（令和5）年度）の取組の効果などによるものと考えられる。